

掛川市条例第12号

掛川市公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例

掛川市公共用施設維持基金条例（平成17年掛川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(処分) 第6条（略） 2 基金の処分対象施設は、次に掲げる施設とする。 (1)～(3)（略） <u>(4) 大東プール</u> (5)・(6)（略） <u>(7) 大坂幼稚園プール</u> <u>(8)</u> （略） <u>(9)</u> （略） <u>(10)</u> （略） <u>(11)</u> （略） <u>(12)</u> （略） <u>(13) 大坂上水道受水タンク</u>	(処分) 第6条（略） 2 基金の処分対象施設は、次に掲げる施設とする。 (1)～(3)（略） <u>(4) 大東総合運動場プール</u> (5)・(6)（略） <u>(7)</u> （略） <u>(8)</u> （略） <u>(9)</u> （略） <u>(10)</u> （略） <u>(11)</u> （略） <u>(12) 西部配水池</u>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。